

国保だより

安心して医療を受けられる制度をめざして 国民健康保険料の料率を改正

○国民健康保険と保険料

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けることができるように、加入者が保険料を負担し合いお互いに助け合う制度です。国保制度は、地域で安心して暮らしていくために欠かせない基盤であるとともに、事業の安定的な運営が求められています。

国保には、職場の健康保険や後期高齢者医療制度（75歳以上）に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入します。

国保制度は、加入者のみなさんに納めていただく国民健康保険料と国・県の負担金や町からの繰入金などで運営しており、費用総額から国や県の負担金や補助金、交付金等を差し引いた金額を、加入者の保険料でまかなうのが基本です。

○国保財政の状況と料率改正の理由

富士見町の保険料は、その年に必要となる保険給付費などの費用を考慮しながら料率を改正してきましたが、それ以上に医療需要の増大や医療技術の高度化により医療給付費が年々増加しているのが現状です。

国保財政は、単年度収支で平成20年度から赤字運営となり、基金（貯金）を取崩して対応してきました。しかし、平成20年度当初に2億1,100万円あった基金が平成21年度末には7,123万円となり、一ヶ月分の医療給付費さえ支払えないほど基金が少なくなってしまう、平成22年度には一般会計から1億1,700万円の特別繰入をしました。このような厳しい状態では健全な国保の運営ができないと判断し、大幅な保険料率の改正をすることとなりました。

国民健康保険特別会計の収支

【収入】

(単位：千円)

科 目	実 績		見込	推計
	20年度	21年度	22年度	23年度
保 険 料	253,027	263,457	280,401	308,349
国 庫 支 出 金	243,229	273,451	326,409	327,890
県 支 出 金	44,198	54,881	59,739	62,262
退職者療養給付費等交付金	112,139	97,396	130,466	120,322
前期高齢者交付金	309,455	296,353	208,004	323,628
共同事業交付金	116,716	120,490	129,355	135,300
町一般会計繰入金	75,115	77,482	79,971	83,898
諸収入(手数料等)	2,826	4,457	3,385	1,304
小計(単年度収入)①	1,156,705	1,187,967	1,217,730	1,362,953
基金繰入	33,963	106,993	52,000	0
特別繰入	0	0	117,000	0
繰越金	83,674	34,042	39,769	0
小計(その他の収入)	117,637	141,035	208,769	0
収入合計②	1,274,342	1,329,002	1,426,499	1,362,953

【支出】

(単位：千円)

科 目	実 績		見込	推計
	20年度	21年度	22年度	23年度
総 務 費	40,584	40,667	40,102	39,424
保 険 給 付 費	788,734	850,832	869,407	890,866
後期高齢者支援金等	163,775	177,661	163,427	191,420
前期高齢者納付金等	39,992	520	512	630
介 護 納 付 金	70,193	67,420	72,395	81,330
共同事業拠出金	121,000	126,956	130,099	138,252
保 健 事 業 費	12,667	18,961	19,779	17,110
返 還 金 等	2,510	5,943	6,973	1,510
小計(単年度支出)③	1,239,455	1,288,960	1,302,694	1,360,542
基金積立金	844	266	23,524	19
支出合計④	1,240,299	1,289,226	1,326,218	1,360,561

単年度収支(①-③)	-82,750	-100,993	-84,964	2,411
収支差引残(②-④)	34,043	39,776	100,281	2,392

注意：平成22年度の収支見込は23年4月における収支見込で、出納整理期間中の収支等による変更があります。

○平成23年度の保険料率を設定

富士見町では、その年の収支推計により毎年度保険料率の改正を行っています。加入者の皆さんに理解をいただき健全で安定的な財政運営をめざして平成23年度の保険料率を設定しました。

平成23年度の収支推計は、保険給付などに必要となる費用総額が13億6,054万円で、保険料を除く国や県などの負担金や交付金等の収入総額は10億5,460万円、保険料収入額は3億835万円を見込みました。一人当たりの保険料は、加入者4,150人、収納率、保険料の軽減措置等を考慮し、76,067円をお願いすることとなりました。

国保加入者の皆様には今回の改正で一人当たり平均月額652円（年額7,822円、11.5%）の負担の増加をお願いしなければなりません。加入者の負担をできる限り少なくすることは当然のことですが、国民健康保険の健全な運営を維持するため、今回の保険料率などの改正にご理解とご協力をお願いします。

国保料の改正内容

	内 訳	改正前	改正後
医療分	所得割	3.31%	3.91%
	資産割	16.58%	19.58%
	被保険者均等割	12,535円	14,665円
	世帯別平等割	11,964円	13,725円
	賦課限度額	500,000円	510,000円
支援分	所得割	1.89%	2.05%
	資産割	9.46%	10.25%
	被保険者均等割	6,661円	7,171円
	世帯別平等割	6,359円	6,711円
	賦課限度額	130,000円	140,000円
介護分	所得割	1.45%	1.73%
	資産割	8.52%	9.74%
	被保険者均等割	7,110円	8,159円
	世帯別平等割	4,594円	5,273円
	賦課限度額	100,000円	120,000円

所得金額の少ない世帯への軽減措置

所得金額の少ない世帯には、均等割額、平等割額に対して、7割、5割、2割の軽減措置があります。
※賦課期日において、世帯主とその世帯の加入者の所得で判断します。

区 分	要件（総所得金額が下記の基準を超えない世帯）	世帯数	割合
7割軽減	33万円以下	551	23.7%
5割軽減	33万円+（24.5万円×世帯主を除く加入者数）以下	125	5.3%
2割軽減	33万円+（35万円×加入者数）以下	261	11.2%
軽減非該当		1,392	59.8%

注意：世帯数は23年度保険料率試算における該当世帯数

改正前と改正後の保険料の比較例

	例 1			例 2			例 3		
加入者	65歳以上2人			60歳以上65歳未満2人			40歳代夫婦と子供2人の4人		
所得額	0円（収入 基礎年金79万円）			0円（収入 基礎年金70万円）			200万円		
固定資産税	42,000円			42,000円			42,000円		
軽減区分	7割軽減対象			7割軽減対象			軽減非該当		
	改正前	改正後	増減額	改正前	改正後	増減額	改正前	改正後	増減額
所得割額	0	0	0	0	0	0	111,055	128,423	17,368
資産割額	10,937	12,529	1,592	14,515	16,620	2,105	14,515	16,620	2,105
均等割額	11,518	13,102	1,584	15,784	17,997	2,213	91,004	103,662	12,658
平等割額	5,497	6,131	634	6,875	7,713	838	22,917	25,709	2,792
計（年額）	27,952	31,762	3,810	37,174	42,330	5,156	239,491	274,414	34,923

注意：①「例1」は、介護保険第1号被保険者に該当するため介護分はありません。
②徴収に当たり、保険料は100円未満切捨ての端数処理をします。

○納入通知書を7月15日に発送します

町では、平成23年度国民健康保険料の納入通知書を7月15日に発送します。納入通知書は確定した保険料の額のほか、納入方法や納期限などをお知らせするものです。

保険料は、4月から6月まで暫定賦課分を納めていただいております。確定により残りの分を7月から平成24年3月まで9期に分けて納めていただきます（年金天引きの場合は年6回で納付）。納入通知書がお手元に届きましたら、内容をご確認ください。

また、納付が困難な場合はご相談ください。

平成21年度 一人当たりの平均保険料と平均医療費

	富士見町	県下市町村平均
保険料	63,059円 （県下77市町村中68番目） 諏訪圏域他市町村 84,727～100,589円	86,700円
医療費	248,707円 （県下77市町村中59番目） 諏訪圏域他市町村 236,546～305,378円	272,134円

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111